

令和5年第3回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年3月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第3回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年3月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第3回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫、
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁、
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 3 番 坂口 茂、18 番 杉江 保彦

会議に参与したる職員

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 農業委員会 | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| | 会計年度職員 | 新庄 敏雅 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、総会終了後、人権研修および農地法の手続きについての事務連絡を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席委員は、24名でございます。

欠席は、3番 坂口委員、18番 杉江委員の2名でございます。

26名中、24名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。

只今から、令和5年第3回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第15番 飯田委員、第16番 白井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第7号から議第9号を上程します。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧下さい。

「議第7号 農地法第3条第1項の規定による申請について」説明を申し上げます。

案件は2件です。

1件目です。

須原●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積1,106㎡他5筆、面積合計14,549㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

本申請につきましては、譲渡人の●●氏が相続により当該農地を取得されましたが、市外に居住されていることもあり、耕作については農地の取得時から他の耕作者へ貸

付けておられ、今後も耕作する意向がなく、自身で農地を維持していくことが困難であると考えておられました。

このことから、農地の譲渡を模索されておられたところ、知人を介して守山市を中心に40ヘクタール以上耕作されておられる、譲受人となる●●氏へ相談を持ち掛けられました。

●●氏は守山市を中心に耕作されておりますが、今後も経営拡大を計画されておられました。今回の譲渡を受けられる地域内においても一部耕作をされており、守山市の拠点からも比較的近接する当該農地のため、耕作が可能であると判断されて、今回の申請に至ったものです。

なお、本申請時まで耕作をされていた前耕作者の方からの同意も得られ、貸借契約の解約手続きが既に行われております。

位置図は議案書8ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

2件目です。

三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積189㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

本申請につきましては、譲渡人の●●氏は相続により当該農地を所得されましたが、耕作する意志がないことから、現在、不作付け地となっております。

このため、現在、当該農地の保全管理をお願いされている●●氏へ相談されたところ、●●氏がこれに応じられたことで、今回の申請に至ったものです。

位置図は議案書9ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

1件目につきましては、担当する委員が3名おられますが、代表して第20番吉川委員をお願いします。

委 員 20番吉川でございます。代表して説明させていただきます。

先ほど事務局より詳細な説明がありましたので、簡単に説明させていただきます。

譲渡人の●●さんは、父親から農地を相続されておりますが、父の代から他の耕作者へ貸付されておりました。現在は彦根市に在住されており、今後も耕作の予定が無

いということで、今回、譲受人の●●氏との間で、売買での所有権の移転の話がまとまり、今回の申請となったものです。

ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは2件目につきまして、第14番市木委員お願いいたします。

委 員 14番市木でございます。

当該の農地は譲渡人の●●さんが耕作ができないので、●●さんに小作を考えておられましたが、この度、話がまとまり、売買されることとなりました。

よろしく、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第7号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第7号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第7号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第8号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。

「議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積合計277㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●氏へ露天資材置場にするため、賃貸借による転用申請があったものです。

譲受人の●●●●は段ボール箱の製造及び販売を営んでおられますが、昨今のネット販売等の普及により、段ボールの生産が増加し、取引業者の搬入車や来客者の出入りが増え、事業所敷地内の駐車場が手狭となったため、転用申請されるものです。

こういった状況を改善すべく、事業所内にある従業員用の駐車場を、近隣の土地で新たに確保するため、譲渡人の●●氏へ駐車場として貸借を申し出たところ、それに応じられ、今回の申請に至っております。

転用にあたっては、田の表土を剥ぎ取り、透水シートを敷設し、碎石により盛土され、転圧し造成されます。

排水については隣接する市道側への勾配をもって、透水シート下部に設置する透水管

を通じて集水桝へ集水し、既存の側溝に流出される計画です。
隣接する農地も存在しないことから、付近の営農へ支障をきたすことはないものと思っております。

位置図は議案書 10 ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第 3 種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして、意見委員の説明をお願いします。
第 1 4 番市木委員をお願いします。

委 員 譲受人の●●●●が事務所を増築され、従業員の駐車場が手狭となりましたので、隣接する農地の賃貸を申し出られましたところ、この度、駐車場として転用されるものです。
ご審議、よろしくお願いいたします。

事務局 先ほどの説明で、露天資材置場と説明いたしましたが、駐車場の誤りでしたので、訂正させていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 8 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 8 号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第 8 号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、農地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで。所有権移転関係の方は、ご退席を。貸借関係の方につきましては、意見及び挙手されないようにすることで進めます。

それでは、●●●●委員退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページをご覧ください。

「議題9号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計34件、63筆、104,372㎡です。

所有権が移転されたのは、合計2件、8筆、25,137㎡です。

農地中間管理機構を通して、利用権が設定されるのは、合計68件、133筆、258,996㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林水産 農林水産課です

課 所有権移転について、ご説明させていただきます。

只今、説明のありました所有権移転に関しましては、2件です。

1件目は。

所有権移転を受ける者は、野洲市野洲●●●●番地、●●●●氏で、所有権を移転する者は、野洲市北●●●●番地、●●●●氏です。所有権を移転する土地は、野洲市北●●●●番地、現況地目は田、面積が3,033㎡となっています。

所有権を移転する日は、令和5年3月29日を予定しております。

売買金額は、1筆、●●万円です。所有権を受ける者が備えるべき要件は、議案書に記載のとおり、全てを満たしていると考えております。

2件目は。

所有権移転を受ける者は、野洲市安治●●●●番地、●●●●氏で、所有権を移転する者は、野洲市安治●●●●番地、●●●●氏です。

所有権を移転する土地は、全部で7筆ございまして、

野洲市安治●●●●番、現況地目は田、面積が6,310㎡。

野洲市安治●●●●番、現況地目は田、面積が6,141㎡。

野洲市安治●●●●番、現況地目は田、面積が4,851㎡。

野洲市安治●●●●番、現況地目は田、面積が2,727㎡。

野洲市安治●●●●番、現況地目は田、面積が886㎡。

野洲市安治●●●●番地、現況地目は田、面積が1,072㎡。

野洲市井口●●●●番、現況地目は畑、面積が117㎡となっています。

所有権を移転する日は、同じく令和5年3月29日です。

売買金額は、7筆合計で、贈与のためゼロ円です。

所有権を受ける者が備えるべき要件は、議案書に記載のとおり、全てを満たしていると把握しております。

以上2件につきまして、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。
これより議第9号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第9号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第9号は、議案どおりと決定いたしました。

●●委員お入りください。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。
続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。
「報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご説明いたします。
案件は1件です。
小篠原●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積820㎡。
届出人●●●●氏、●●●●氏から文化財発掘調査として一時転用するため届出があったものです。
位置図は議案書11ページになります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案書の6ページをご覧ください。
「報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご説明いた

します。

案件は1件です。

小篠原●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積250㎡他1筆、面積合計509㎡について、譲渡人●●●●氏他2名から譲受人●●●●へ住宅用地として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書12ページになります。

議 長 ご質問がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第5号 土地利用協議についてを報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案書の7ページをご覧ください。

「報告第5号 土地利用協議書について」をご説明いたします。

案件は2件です。

1件目です。

吉地●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積229㎡のうち1.44㎡。

届出人●●●●から携帯電話の基地局を設置するために土地利用協議の届出があったものです。

位置図は議案書13ページになります。

2件目です。

永原●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積145㎡。届出人野洲市教育委員会事務局から土地収用法により農地を収用するために土地利用協議の届出があったものです。

位置図は議案書14ページになります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

令和5年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時55分